

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者自立支援事業管理費
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,303	2,139		2,139			2,139	▲ 164
財源内訳	国	552	391	390			390	▲ 162
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	1,751	1,748		1,749			1,749

事業概要	障害者自立支援法の施行にかかる事務的経費(医師意見書作成手数料、障害程度区分認定調査委託料等)	今年度見直し事項	補助対象経費の見直し
事業目的	障害者自立支援法の円滑な施行を目的とする。		
現状と背景	障害者自立支援法では、障害福祉サービス(介護給付)の利用には原則として障害程度区分認定を行う必要がある。そのための障害程度区分認定調査委託料、医師意見書作成のための手数料、国保連への支払事務委託手数料などの管理経費が必要となった。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者自立支援給付費(介護給付・訓練等給付)
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	472,613	519,316		519,316			519,316	46,703
財源内訳	国	236,306	259,658	259,658			259,658	23,352
	県	118,153	131,830	131,830			131,830	13,677
	市債							0
	その他							0
	一般財源	118,154	127,828	127,828			127,828	9,674

事業概要	障害者自立支援法による居宅介護、短期入所、施設への入所、通所等の障がい福祉サービスにかかる給付費、並びに就労移行支援、就労継続支援などの障がい福祉サービスにかかる給付費	今年度見直し事項	
事業目的	障がい福祉サービスの提供による障がい者の自立支援と福祉の向上。		
現状と背景	障がい福祉サービス制度の浸透、事業所の充実により利用者は増加傾向にある。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者自立支援給付費(自立支援医療)
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	22,180	29,792		29,792			29,792	7,612
財源内訳	国	11,090	14,895	14,895			14,895	3,805
	県	5,545	7,447	7,447			7,447	1,902
	市債							0
	その他							0
	一般財源	5,545	7,450	7,450			7,450	1,905

事業概要	身体障害者手帳を所持している一定の障がいを持つ方が対象となる治療を指定された医療機関等において、障がいの軽減、除去や機能回復を受けるための医療費の公費負担制度。患者の自己負担は原則1割であるが、所得等にに応じてさらなる軽減の適用がある。	今年度見直し事項	
事業目的	自立支援医療費(更生医療)の給付を行うことにより、医療費の負担の軽減を図るとともに、医療の給付によって障がいの軽減を行いもって日常生活能力等の回復に資する。		
現状と背景	障がいの軽減、除去や機能回復のための必要な医療に対して助成を行うことにより、身体障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。対象者は増加傾向にある。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者自立支援給付費(補装具)
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	6,972	10,121		6,972			6,972	0
財源内訳	国	3,486	5,060	3,486			3,486	0
	県	1,743	2,530	1,743			1,743	0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	1,743	2,531	1,743			1,743	0

事業概要	障害者自立支援法に基づき障がい者に補装具費を給付することにより、補装具の購入や修理を支援し、障がい者の生活向上と自立支援を図る。	今年度見直し事項	
事業目的	身体上の障がいを補うための福祉用具(補装具)のための費用を給付することで障がい者の生活向上と自立を図る。		
現状と背景	障害者自立支援法の施行により給付対象品目の変更等があった。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	地域生活支援事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	23,577	24,084		23,796			23,796	219
財源内訳	国	11,788	12,042	11,868			11,868	80
	県	5,894	6,021	5,934			5,934	40
	市債							0
	その他	0	1	1			1	1
	一般財源	5,895	6,020	5,993			5,993	98

事業概要	障害者自立支援法による地域生活支援事業(日中一時支援事業、移動支援事業、日常生活用具給付事業等)の障がい福祉サービス給付費	今年度見直し事項	
事業目的	地域の実情に応じて柔軟に対応することにより、障がい者により細かいサービスと地域福祉の向上を図ることを目的とする。		
現状と背景	障がい福祉サービス制度の浸透、事業所の充実により利用者は増加傾向にある。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者相談支援事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	7,548	7,544		7,544			7,544	▲ 4
財源内訳	国	1,762	1,725	1,725			1,725	▲ 37
	県	881	863	863			863	▲ 18
	市債							0
	その他							0
	一般財源	4,905	4,956		4,956			4,956

事業概要	障がい者、障がい児または、その保護者からのあらゆる相談に応じ、必要な情報の提供などを行い、ケアマネジメントなどを通して必要な援助を行う。 (鳥取県西部圏域9市町村共同実施事業)	今年度見直し事項	均等割、実績割を導入
事業目的	障がい者等の自立した日常生活、社会生活の向上を図ることを目的とする。		
現状と背景	(委託先) 社会福祉法人あしーど 障害者生活支援センターすてっぷ 社会福祉法人地域でくらす会 障害者生活支援センターまちくら 社会福祉法人養和会 相談支援事業所エポック翼 社会福祉法人もみの木福祉会 障害者支援センターのぞみ 社会福祉法人鳥取県厚生事業団 障害者支援センターさかいみなど	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者コミュニケーション支援事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	2,204	1,429		1,429			1,429	▲ 775
財源内訳	国	1,101	714	714			714	▲ 387
	県	550	357	357			357	▲ 193
	市債							0
	その他							0
	一般財源	553	358	358			358	▲ 195

事業概要	障害者自立支援法による手話通訳派遣事業等を行うことにより、聴覚障がい者のコミュニケーション及び社会参加を推進する。(鳥取県西部圏域9市町村共同実施事業)	今年度見直し事項	均等割、実績割の導入
事業目的	聴覚障がい者に対して手話通訳者等を派遣し、社会参加を推進する。		
現状と背景	鳥取県西部圏域の9市町村は共同で、NPO法人コミュニケーション支援センターふくろうに事業を委託し、聴覚障がい者の依頼に基づいて医療や契約の場や、集会や講演会などに手話通訳者等を派遣している。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者地域活動支援センター事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	3,399	2,911		2,724			2,724	▲ 675
財源内訳	国	514	469	434			434	▲ 80
	県	257	234	217			217	▲ 40
	市債							0
	その他							0
	一般財源	2,628	2,208		2,073			2,073

事業概要	地域で生活している障がい児(者)が、継続して自立した生活が送れるよう、余暇・日中活動等の障がい福祉サービス給付費。	今年度見直し事項	
事業目的	障がい児(者)の地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ることにより、地域生活の促進を図ることを目的とする。		
現状と背景	障がい福祉サービス制度の浸透、事業所の充実により利用者は増加傾向にある。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者グループホーム等夜間世話人配置事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,502	1,543		1,543			1,543	41
財源内訳	国							0
	県	751	771	771			771	20
	市債							0
	その他							0
	一般財源	751	772	772	772		772	21

事業概要	パニックや発作などを引き起こす恐れのある障がい者がグループホーム、ケアホームを利用する際、就寝前から翌朝の起床後までの間に、専従で夜間支援を行う職員(夜間世話人)配置をする事業所に対し、運営費(人件費)の一部を助成する。	今年度見直し事項	
事業目的	パニックや発作の恐れがある障がい者及び家族が、安心してグループホーム、ケアホームを利用出来るよう夜間支援を行う世話人を専従で配置。利用者の安全を確保するとともに、事業所への夜間支援体制の設置促進及び運営の安定を図る。		
現状と背景	障害者自立支援法が施行され、ケアホームについてのみ夜間の支援体制をとる事業所に加算が設けられた。しかしながら、グループホームには加算はなく、ケアホームについても、加算のみでは必要な夜間支援体制を設けることは極めて困難である。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者通所施設交通費助成事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	588	600		576			576	▲ 12
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	588	600		576			576

事業概要	障がい者作業所等へ通所し工賃などを得て福祉的就労を行う障がい者の通所に係る交通費の一部助成を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	障がい者作業所等へ通所し工賃などを得て福祉的就労を行う障がい者の通所に係る交通費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を行うことで、働く場の確保と作業能力の向上のための通所支援に寄与する、		
現状と背景	境港市内には福祉的就労の場としての障がい者者作業所等に限られる。当事者の障がい特性にあった作業をを求めて境港市外の障がい者作業所等へ通う際、交通費助成による経済的負担の軽減を行い、福祉的就労が継続できる環境を支援するものである。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	施設入所障がい児(者)在宅生活支援事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	37	37		37			37	0
財源内訳	国							0
	県	18	18	18			18	0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	19	19		19			19

事業概要	施設等に入所している障がい児(者)が一時帰宅した際に、見守りや危険回避などの支援を行うための事業	今年度見直し事項	
事業目的	施設等に入所している障がい児(者)が一時帰宅した際に、見守りや危険回避などの支援を行うことにより、障がい当事者の家族を支援する。		
現状と背景	施設等に入所している重度障がい者が正月等に一時帰宅しようとする際、家族が高齢化などにより見守り支援が困難で、結果的に一時帰宅ができなくなるあるいは家族の心理的・肉体的負担が増大するというケースがある。そういった際に見守り支援などの行動援護サービスを提供することで障がい者の一時帰宅する際の家族の支援をおこなうことで一時帰宅を可能にするものである。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい児(者)のためのスポーツ教室
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	175	151		151			151	▲ 24
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	175	151		151			151

事業概要	日ごろ自由に体を動かさず、また休みの余暇活動に制約のある障がい児(者)のために、境港市障害児(者)育成会ではトランポリン教室や水泳教室を開催。本教室に係る運営費の一部を助成する。	今年度見直し事項	将来的な完全自主運営を念頭に、指導員謝金相当額の一部を縮小。
事業目的	行動に制約のある障がい児(者)の場として、トランポリン教室等を開催。障がい児(者)の運動の場、休日の余暇活動の場を提供し、障がい児(者)の運動不足を解消し、利用者や家族間の交流を図る。		
現状と背景	平成20年度にトランポリン器具を購入。鳥取県トランポリン協会の協力を得て、境港市障害児(者)育成会が教室運営(場所:境港市民体育館)を行っている。	その他	平成21年度は独立行政法人福祉医療機構の助成金により水泳教室も開催している。水泳教室は市民温水プールで開催し、スイミングプールの職員も講師として参加している。

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	聴覚障がい者生活支援事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	160	63		63			63	▲ 97
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	160	63		63			63

事業概要	聴覚障がい者の日中活動の機会や集える場所を提供し、コミュニケーション手段の確保と各種情報提供をすることにより、社会的孤立の解消及び健康管理の意識の向上等を図り地域で安心した生活を送る事ができるように支援する。	今年度見直し事項	
事業目的	聴覚障がい者の日中活動の機会や集える場所を提供することで、お互いの生活を高めあい、健康や生きがいを維持し、自立した地域生活へと結びつけることを目的とする。(内容:健康講座、教養講座、レクリエーション、趣味の時間など)		
現状と背景	事業運営主体(NPO法人コミュニケーション支援センターふくろう)の所在地であり、また事業実施場所である米子市が一括して運営主体に補助を実施し、利用者数に応じて他の市町村が米子市へ負担金という形態で事業を実施する	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	西部広域行政管理組合負担金(障害認定審査会)
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	915	915		1,102			1,102	187
財源内訳	国	457	457	551			551	94
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	458	458		551			551

事業概要	障害者自立支援法による障害程度区分の審査判定をするために西部広域行政管理組合に設置されている障害認定審査会の運営費負担金	今年度見直し事項	
事業目的	障害者自立支援法による障害程度区分の審査判定の円滑なる実施を目的とする。		
現状と背景	障害者自立支援法では、障がい福祉サービスの利用にあたっては、障害認定審査会による障害程度区分の決定が必要となっている。その審査会は鳥取県西部広域行政管理組合が共同事務処理を実施しており、その運営費の負担を行うものである。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	福祉有償運送運営協議会負担金
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	12	12		12			12	0
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	12	12		12			12

事業概要	NPO法人や居宅介護事業者等が障がい者・要介護者等のうち公共交通機関を使用しての移動が困難な人を対象に、その移動手段を確保するために鳥取県西部8市町村(境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、江府町、日野町、日南町)で設置している鳥取県西部地域福祉有償運送運営協議会の運営経費。8市町村が福祉有償運送運営協議会を設置し、福祉有償運送を行う事業者の運輸支局への事業計画について協議を行う。	今年度見直し事項	
事業目的	福祉有償運送運営協議会において福祉有償運送事業者の事業計画について協議を行う。障がい者の移動手段の多様性を確保することによって、障がい者の地域生活の利便性の向上と社会参加を推進する。		
現状と背景	NPO法人や居宅介護事業者等が地域内の障がい者・要介護者等のうち公共交通機関を使用しての移動が困難な人を対象に、その移動手段を確保するための福祉有償運送サービスを実施するにあたり、福祉有償運送運営協議会を設置する必要性があり、鳥取県西部地区のうち8市町村共同で平成18年3月に設置することとなった。	その他	協議会の運営(事務局体制)については各市町村による持ち回りで実施。本事業はその運営経費の負担金である。

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	通所サービス利用促進事業補助金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	1,584	1,976		1,976			1,976	392
財源内訳	国							0
	県	1,188	1,481	1,481			1,481	293
	市債							0
	その他	197	114	114			114	▲ 83
	一般財源	199	381	381			381	182

事業概要	障がい者通所施設の事業所が利用者のための送迎サービスを行っている場合、送迎に要する費用の一部の助成する。	今年度見直し事項	
事業目的	障がい者通所施設の事業所が利用者のための送迎サービスを行っている場合、送迎に要する費用の一部の助成することで、利用者の通所利便性の向上を図り継続して通所することで福祉的就労の支援を図る。		
現状と背景	本事業は障害者自立支援法施行後の激変緩和措置としての障害者自立支援対策臨時特例基金特別対策事業として実施するものである。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	障がい者相談支援特別対策事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	328	950		950			950	622
財源内訳	国							0
	県	328	950	950			950	622
	市債							0
	その他							0
	一般財源	0	0		0			0

事業概要	平成20年3月から西部9市町村と当事者や関係団体で組織する、自立支援協議会では鳥取県西部圏域における障がい福祉に関する諸課題を解決に向けて協議する場として、一役を担っている。しかし、抱える課題は多く、その解決には先進地から学んだり、情報の共有化、連携強化などが必要となる。国の交付金を活用し、協議会の充実強化を図る。	今年度見直し事項	
事業目的	国の交付金を活用して自立支援協議会で抱える課題の解決に向けた取り組みを行い、自立支援協議会の充実強化することにより、西部圏域の障害福祉のサービス向上、諸課題解決を図る。		
現状と背景	障害者自立支援法では、市町村に自立支援協議会を設置し、諸課題などを解決することになっている。鳥取県西部では、圏域でのサービス利用が多く、9市町村で抱える課題は共通であるとの認識から、現在の自立支援協議会が組織されている。	その他	国は自立支援協議会の充実強化などを目的とした「障害者自立支援対策臨時特別交付金」を造成し、平成21年度から平成23年度までの3年間で対象とした。

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	事務処理安定化支援事業補助金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	20	20		20			20	0
財源内訳	国							0
	県	15	15	15			15	0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	5	5		5		5	0

事業概要	障害者自立支援法施行に伴う事務処理を円滑に行うために、職員を効率的に配置した事業者に対し費用を助成する。	今年度見直し事項	
事業目的	障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として、事務処理安定化を行う事業者に対して助成をする。		
現状と背景	障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として平成21年度に施行された。 平成23年度までの期間限定事業である。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	アセスメント実施連携事業補助金
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	60	60		60			60	0
財源内訳	国							0
	県	45	45	45			45	0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	15	15		15			15

事業概要	就労系事業利用に向けたアセスメント(暫定支給決定)を実施する事業者に対し費用を助成する。	今年度見直し事項	
事業目的	障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として、就労系事業利用に向けたアセスメント(暫定支給決定)実施連携事業を実施する事業所に対して助成を行う。		
現状と背景	障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業として平成21年度に施行された。 平成23年度までの期間限定事業である。	その他	

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	新体系事業所等移行促進事業
補助単独の別	補助

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	0	157		157			157	157
財源内訳	国							0
	県	0	117	117			117	117
	市債							0
	その他							0
	一般財源	0	40		40			40

事業概要	障害者自立支援法上(新体系)の施設に移行する際に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した月の利用者数に応じて事業所に助成を行うことで、旧体系からの移行を促進する。 国が進める「障害者自立支援対策臨時特例交付金特別対策事業」の事業の一つ。	今年度見直し事項
事業目的	助成することで新体系へ移行する際に生じるコストを軽減し、移行を促進する。	
現状と背景	平成23年度末までに新体系の施設(サービス)に移行しなければならないが、受入体制の整備や複雑になる事務への対応により移行が進んでいない。移行に伴うこれらの課題を少しでも軽減し、移行を促進するために様々な特別対策施策が作られている。今回の事業もその一つ。	その他 補助単価 生活介護等 施設 入所支援 H21移行 6,000円 5,000円 H22移行 5,700円 4,750円 H23移行 5,400円 4,500円

会計	10	一般会計
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	7	障がい者自立支援費

所管課	福祉課
事業名	第3期障がい福祉計画策定事業
補助単独の別	単独

	前年度 ①	要求段階		財政課長内示 ③	総務部長・市長査定 ④(増減額)	最終調整 ⑤(増減額)	予算計上 ⑥=③+④+⑤	増減 ③-①
		当初要求 ②	追加要求等					
事業費	0	221		221			221	221
財源内訳	国							0
	県							0
	市債							0
	その他							0
	一般財源	0	221		221		221	221

事業概要	当該計画は、本市の障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関して定める計画である。国の基本指針を踏まえ、各種障がい者に対するアンケート調査を実施し、第3期計画を策定する。	今年度見直し事項	
事業目的	障害者自立支援法第88条の規定に基づき、平成24年度から3年間を期間とする第3期計画を策定する。		
現状と背景	障害者自立支援法は平成25年8月に廃止されることになっている。	その他	第3期障がい福祉計画(平成24年度～26年度)